

## グリッドシェアサービスご利用についての利用規約

表記申込人（「**お客様**」）とグリッドシェアジャパン株式会社（日本で登記され本店を東京都渋谷区神宮前三丁目1番30号に有する会社「**GSJ**」）は表記の申込内容について以下の利用規約を当事者間のグリッドシェアサービス利用契約の内容とすることを合意します（「本契約」）。

### 背景

- (A) 本契約は、**GSJ** がお客様の定置用蓄電システムを最適化するために提供するソフトウェアサービスから成る「グリッドシェアクライアントサービス」（「グリッドシェアサービス」）の利用を規定するものです。**Lunar Energy Limited**（「**Lunar**」）は、お客様にグリッドシェアサービスを提供するため、英国において法人番号 **05631091** で登記された会社であり、その登記上の本店を **55 Baker Street, London, United Kingdom, W1U 7EU** に置いています。
- (B) **Lunar** は、インターネットを通して申込者に提供されるお客様アプリケーションとプラットフォームを開発しました。
- (C) グリッドシェアサービスは、**GSJ** が指定する蓄電システム（「**ESS**」）に組み込まれたソフトウェアにおいて機能するように設計されています。
- (D) **GSJ** は、グリッドシェアサービスを日本で提供するライセンスを得ています。
- (E) **GSJ** は、グリッドシェアサービスを株式会社エヌエフホールディングス及びそのグループ会社（「エヌエフグループ」）の運営するプラットフォームサービス（「IoT プラットフォーム」）を介して提供するものとし、お客様もこれに同意します。
- (F) お客様は、グリッドシェアサービスを自己の個人的かつ非商業的な目的に限って使用するものとします。
- (G) **GSJ** は、本契約の規定の下にグリッドシェアサービスをお客様に提供することに同意し、お客様は、本契約の規定の下にその提供を受けることに同意します。
- (H) お客様が本契約規定の遵守に同意することを前提として、**GSJ** は、「グリッドシェアサービス」及び「関連資料」（それぞれ末尾の別表 1

に定義されています）へのアクセス及びその利用をお客様に提供することを意図しています。

- (I) **GSJ** 及びそのグループ会社、下請業者、委託先企業は **Lunar**、エヌエフグループ、電力会社およびその他のパートナーとともに、それぞれ、お客様によるグリッドシェアサービスの使用を通して取得された一切の個人データを各社のプライバシーポリシーに従って処理します。またお客様は本件に同意します。
- (J) お客様には、本契約の違反についての **GSJ** の責任を制限する本契約第 11 条の規定に留意して頂く必要があります。

### 1. 定義と解釈

別表 1 に記載される定義と解釈ルールは、本契約を通じて適用されます。

### 2. 申込によるサービス

#### 2.1 **GSJ** は、本契約の規定に従い、「利用期間」

中、お客様にのみグリッドシェアサービスと関連資料を提供します。

2.2 本条に定める制限及び本契約のその他の規定を前提に、**GSJ** は、お客様に対して、利用期間中、お客様の個人的かつ非商業的な目的に限りグリッドシェアサービスと関連資料にアクセスし、かつ利用する非独占的かつ譲渡不可の権利（サブライセンス付与の権利も含まれません）を付与します。

2.3 グリッドシェアサービスの提供のために使用する「本件ソフトウェア」は、「ホスティングサービスプロバイダー顧客契約」に従い「ホスティングサービスプロバイダー」によって管理されるサーバーに置かれています。お客様は、本件ソフトウェアにアクセスし利用することができますが、本件ソフトウェアのオブジェクトコードやソースコードのコピーを受け取る権利は得ることができません。

### 3. サービスの利用

3.1 お客様は、自己による本件サービスへのアクセスと利用に関して、以下のことを約束します。

- (a) グリッドシェアサービスと関連資料の利用のためのパスワードを少なくとも 90 日間に 1 回は変更し、そのようなパスワードの秘密性を保持することで、お客様自身によるそれらの利用のための安全なパスワードを保持すること
- (b) グリッドシェアサービスを使用可能とするためのお客様蓄電システムを含むネットワーク環境を整備すること
- (c) GSJ が提供するグリッドシェアサービス専用アプリケーションもしくはマイページ（「お客様アプリケーション」）を自己の端末にインストールし、お客様アプリケーションを通じて GSJ の指定するグリッドシェアサービス開始に必要な情報を GSJ に提供すること
- (d) お客様はグリッドシェアサービスの利用を管理、監視、および制御する権利を有し、18 歳未満の者はお客様アプリケーションを使用しないこと。
- (e) お客様がグリッドシェアサービスの管理、監視、および制御する権利を失った場合（例：引っ越しなど）、お客様アプリケーションを削除し、蓄電システムの管理、監視、および制御を行わないこと。
- (f) お客様は、死亡、人身傷害、または環境破壊につながる可能性のある目的で蓄電システムを使用しないこと。GSJ は、かかる使用について一切責任を負いません。
- (g) お客様は、お客様アプリケーションのご利用に関して、(a) 18 歳以上であること、(b) 過去にグリッドシェアサービスの利用を停止または除名されたことがないこと、および(c) お客様の登録およびグリッドシェアサービスの利用が、適用されるすべての法令を遵守していることを当社に表明し、保証するものとします。
- (h) お客様によるグリッドシェアサービスの利

用の過程で、いかなる「ウイルス」若しくは別表 1 に定める「禁止される内容」の配布、移転、アクセス又は保存も行わないこと。GSJ は、お客様に対し一切の責任を負担することなく、また GSJ がお客様に対して保有するその他のいかなる権利も害されることなく、お客様による「禁止される内容」へのアクセスを不能とする権利を持つものとします。

3.2 お客様は以下の行為を行ってはなりません。

- (a) 法令によって許可されており、当事者間の合意によって排除し得ない場合及び本契約において明示的に許されている場合を除いて、グリッドシェアサービス、関連資料及び本件ソフトウェアの複製、変更、翻案、改ざん、修正、リバースエンジニアリング、デコンパイル、ディスアSEMBル、あらゆる AI ツールの利用、又はコンフィギュレーションを行うこと。
- (b) グリッドシェアサービス及び／又は関連資料と競合する製品若しくはサービスを生み出すためにグリッドシェアサービスと関連資料の全体若しくは一部へのアクセスを行うこと。
- (c) 第三者にグリッドシェアサービス又はその類似サービスを提供するために、グリッドシェアサービス及び／又は関連資料を使用すること（別途の契約に基づく場合は除きます）。
- (d) 第 20.1 項の規定の適用を前提に、グリッドシェアサービス及び／又は関連資料のライセンス付与、売却、賃貸、譲渡、配布、展示、開示、その他の商業的利用を行い又は第三者によるグリッドシェアサービス又は関連資料の使用を許可すること。
- (e) 本契約に定める態様でグリッドシェアサービスを利用するのに合理的に必要な程度を超えて関連資料を複製すること。
- (f) 本条の下に許される態様以外で、グリッドシェアサービス及び／又は関連資料に自らアクセスしようとし又は他者をしてアクセスさせるよう試みること。

(g) 本契約又は適用法令の違反を構成するような方法でグリッドシェアサービスを利用すること。

3.3 お客様は、グリッドシェアサービス及び／又は関連資料への権限なき者によるアクセスないし利用を防止し、そのような事態が生じた場合は、速やかに **GSJ** に通知するものとします。

3.4 サービス対応の関係上、**GSJ** 又は **GSJ** の指定する者から販売店に対して出荷された日から 3 年以内にお客様蓄電システムの稼働が確認できなかった場合にはグリッドシェアサービスを利用することができません。その場合は、お客様蓄電システムを購入した販売店にご相談ください。

## 4. グリッドシェアサービス利用可能性

4.1 **GSJ** は、グリッドシェアサービスについて、利用期間中の任意の連続する 3 か月間において、「月間稼働率」が 99.5%以上のレベルで利用可能な状態に維持するよう商業的に適切な努力を行います。月間稼働率の測定においては、以下の事由の結果としての非稼働時間は除きます。

(a) 下記により生じた本契約対象のグリッドシェアサービス又はその他のグリッドシェアサービスの利用ができない事態、停止又は終了：

- (i) ホスティングサービスプロバイダーによるグリッドシェアサービスの一時停止、
- (ii) **GSJ** の合理的支配を超える事由（不可抗力及びグリッドシェアサービスの分界点を越えたインターネットアクセスその他に係わる問題を含みます）、
- (iii) お客様又は第三者（エヌエフグループ（IoT プラットフォームが利用できない状態を含む）、及び電力会社を含む）の作為ないし不作為、
- (iv) お客様の設備、ソフトウェア、その他の技術及び／又は第三者の設備、ソフトウェア、その他の技術（**GSJ** の直接の管理

下にある第三者の設備は除きます）における問題、お客様の通信のネットワーク／設備（インターネットを含むがこれに限りません）の問題、インターネット回線の接続不良等

(v) 「利用不能」に当たらない場合、

(vi) ホスティングサービスプロバイダーによるメンテナンス活動、

(vii) ホスティングサービスプロバイダーにより引き起こされたグリッドシェアサービスへのアクセスの終了

(viii) お客様が on/off 機能进行操作してグリッドシェアサービスを off にした場合

(ix) お客様蓄電システムの不具合。

(b) **GSJ** および Lunar がその単独の裁量により定めたメンテナンス時間枠内でなされる計画的メンテナンス活動。

(c) 通常の営業時間外になされる予定外のメンテナンス活動（**GSJ** がかかる活動を行うに際して、少なくとも通常の営業時間中で 6 時間前の事前通知をお客様に与えるよう適切な努力を行うことを条件とします）。

4.2 **GSJ** は随時、グリッドシェアサービスの補正、バグ除去、最新化、メンテナンスリリース若しくはその他の修正（併せて「サービスアップデート」といいます）を行うことができます。サービスアップデートは、個別に別段の通知をお客様に対して行うことなく **GSJ** によってなされ、お客様はそのようなサービスアップデートの実行について同意します。

## 5. お客様データ

5.1 お客様は全てのお客様データについての権利と権限の一切を保有し、それらの合法性、信頼性、完全性、正確性及び質についての一切の責任を負います。

5.2 **GSJ** は、**GSJ** のホームページ

([www.gridshare.co.jp](http://www.gridshare.co.jp)) 又は随時お客様に通知されることのあるその他のウェブサイトアドレスに記載されるプライバシーポリシー（「**プライバシーポリシー**」）の定めに従い、お客様デー

タを処理する手続を行います。プライバシーポリシーは、GSJ が随時その単独の裁量により修正することができます。

5.3 お客様データの喪失ないし損傷が生じた場合、お客様にとっての唯一の救済手段は、GSJ がプライバシーポリシーに記載される処理手続に従って GSJ が保存している当該お客様データの最新のバックアップから喪失／損傷したお客様データの回復を図るよう適切な商業的努力を行うことに限られます。GSJ は、ホスティングサービスプロバイダー以外の第三者によって引き起こされたお客様データのいかなる喪失、損傷、改ざん若しくは開示についても責任を負いません。

5.4 GSJ は、グリッドシェアサービスを提供するにおいて、GSJ のホームページ 又は随時お客様に通知されることのあるその他のウェブサイトアドレスに記載されるお客様のプライバシーと安全に関するGSJのプライバシーポリシーの定めに従います。プライバシーポリシーは、GSJ が随時その単独の裁量により修正することができます。

5.5 GSJ は、個人情報を GSJ のプライバシーポリシーに従って以下の目的に使用します（伊藤忠商事株式会社等のグループ会社及び Lunar や株式会社ベルシステム 2 4 やエヌエフグループ、電力会社、その他パートナー企業等の下請業者ないし委託先、提携先企業による使用を含みます）

5.6 お客様にグリッドシェアサービスを提供すること（個人情報の保管のためにホスティングサービスプロバイダー顧客契約に従ってホスティングサービスプロバイダーを使用することを含みます）、

- (a) GSJ の製品／サービスおよび Lunar の他のグリッドシェアサービスの改善のために、プライバシーポリシーに従って個人情報の分析を行うこと、
- (b) エヌエフグループ、電力会社、その他のパートナー企業を含む第三者にその他のグリッドシェアサービスを提供する。
- (c) GSJ によるグリッドシェアサービスの更な

る開発のためのグリッドシェアサービスの性能監視の目的で情報と統計資料の集約を行うこと。

5.7 本契約上の義務を履行するにあたり GSJ がお客様のために個人情報を処理する場合（伊藤忠商事株式会社等のグループ会社又は Lunar や株式会社ベルシステム 2 4 等やエヌエフグループ、電力会社及びそのグループ企業等の下請業者ないし委託先、提携先企業による処理の場合を含みます）、

- (a) お客様は、個人情報がグリッドシェアサービスの提供や本契約やその他の契約に基づく GSJ のその他の義務の履行のために、お客様の所在国の内外にそれら個人情報が移転若しくは保存されることを承認・同意し
- (b) GSJ は、本契約及びプライバシーポリシーに従ってのみ、それら個人情報を処理し、また
- (c) GSJ は、それら個人情報の無権限若しくは違法な処理又は偶発的な喪失、破壊若しくは損傷を防ぐための適切な技術的／組織的な手段を講じます。

5.8 お客様は、GSJ が、本契約およびその他の契約上の義務を履行するためにいかなる形においてであれ、GSJ のプライバシーポリシーに従って、個人情報を伊藤忠商事株式会社等のグループ会社及び Lunar や株式会社ベルシステム 2 4 やエヌエフグループ、電力会社やそのグループ企業等の下請業者ないし委託先、提携先企業に提供し、又は共同利用することを承認します。

5.9 お客様は、GSJ が、お客様が興味を持つ可能性のある他社サービスのお客様に対する宣伝広告に供するために、個人情報を当該他社に提供することができることを承認します。

## 6. GSJ による保証

6.1 GSJ は、グリッドシェアサービスが関連資料に記載されるとおりに実質的に機能することを保証します（「グリッドシェアサービス保

証」)。

6.2 **GSJ** は、非適合が以下のいずれかの事由で生じたものである限り、グリッドシェアサービス保証に違反したものとみなされません。

- (a) **GSJ** の指示又は関連資料に違反したグリッドシェアサービスの利用。
- (b) **GSJ** 又は **GSJ** から適正に授権された請負業者若しくはエージェント以外の者によるグリッドシェアサービスの修正ないし変更。
- (c) お客様による本契約の違反。

6.3 グリッドシェアサービス保証の違反が生じた場合、当該違反についてお客様に認められる唯一かつ排他的な救済手段として、**GSJ** は、その費用負担により、以下の措置を行うことができます。

- (a) 当該違反を速やかに是正するためにあらゆる適切な商業的努力を行うこと。
- (b) 本来の機能を実現するための代替的な手段をお客様に提供すること。
- (c) **GSJ** が上記(a)、(b)に記載した手段が商業的に適切でないと判断する場合、本契約を解約すること。

6.4 上記に拘わらず、**GSJ** は、

- (a) お客様によるグリッドシェアサービスの利用は中断や過誤がないこと及びグリッドシェアサービス、関連資料及び／又はグリッドシェアサービスを通してお客様が得る情報がお客様の要求を充足することを保証せず、
- (b) 通信のネットワーク／設備（インターネットを含むがこれに限りません）を通じたデータ通信の遅れ、非到達又はかかるデータ通信に起因する喪失その他の損害について **GSJ** は責任を負わず、お客様は、グリッドシェアサービスと関連資料にそれら通信施設の利用自体に関する制限、遅れその他の問題が伴い得ることを承認します。

6.5 本契約は、**GSJ** が第三者との間で本契約と類似した契約を結び又は本契約の下に提供されるものと類似した資料、製品及び／又はサービスを

独自に開発、利用、販売又はライセンス付与することを妨げません。

## 7. お客様の義務

お客様は以下の義務を負います。：

- (a) **GSJ** に、本契約との関係で必要な一切の協力及びグリッドシェアサービスを提供するために **GSJ** が要求することのある情報（お客様データ、安全アクセス情報及び設定情報を含むがこれらに限りません）への必要な一切のアクセスを提供すること、
- (b) 本契約に基づくお客様の活動に関して適用の一切の法令を遵守すること、
- (c) 本契約に述べるお客様のその他の責任を適時かつ実効的な態様で履行すること、
- (d) グリッドシェアサービス及び関連資料を本契約の規定に従って利用すること、
- (e) 自己のネットワークとシステムの **GSJ** が随時提供する関連仕様書（あれば）との適合性を確保すること、
- (f) 自己のネットワーク接続及び自己のシステムと **Lunar** のデータセンターとの遠隔通信リンクの確保・維持、並びに自己のネットワーク接続若しくは上記の遠隔通信リンクに起因ないし関係するか又はインターネットによって引き起こされた全ての問題、状況、遅れ、非到達、その他の喪失／損害に関して単独で責任を負うこと。
- (g) お客様が転居され、又は、お客様蓄電システムが滅失、毀損、故障し、若しくは、撤去された場合に速やかに **GSJ** に通知すること

7.2 お客様は、本契約に基づく自己の義務の履行及びグリッドシェアサービスへのアクセスとその利用のために必要な全てのライセンス、同意及び許可を保有・維持するものとします。

## 8. 財産的権利

8.1 お客様は、グリッドシェアサービスと関連資料についての全ての「知的財産権」は **Lunar** グループ企業及び／又はそのライセンサー（**Lunar** グ

ループ企業と **GSJ** が共同所有する特定のローカリゼーション条項を含む) に帰属することを承認し、同意します。本契約に明示的に定められている範囲を除いて、本契約は、お客様に対して、グリッドシェアサービス若しくは関連資料についての権利も、またそれらに関連して、いかなる知的財産権その他の権利／ライセンスも付与するものではありません。お客様アプリケーションは、第三者のサービスまたはデバイスへのアクセスを提供したり、それらと統合したりする場合があります。お客様によるかかる第三者サービスのご利用は、当該第三者の利用規約およびプライバシーポリシーに従うものとします。当社は、第三者サービスのコンテンツ、機能、またはデータ慣行について責任を負いません。

## 9. 守秘義務

9.1 各当事者は、本契約に基づく自己の義務の履行のために他方当事者から「秘密情報」へのアクセスを認められることがあります。なお、以下の情報は秘密情報とはみなされません。

- (a) 開示時点で既に公知であるか又は開示後に受領当事者の作為／不作為によらずに公知となった情報。
- (b) 開示を受ける前に受領当事者が既に適法に保有している情報。
- (c) 開示制限を受けることなく、受領当事者が第三者から適法に開示を受けた情報。
- (d) 受領当事者が独自に開発した情報で、かかる独自開発が書面による証拠により証明できる情報。

9.2 第9.4項の規定の適用を条件に、各当事者は、他方当事者の秘密情報を守秘し、それらを第三者に提供し又は本契約の履行以外の目的に利用してはなりません。

9.3 各当事者は、自己がアクセスを有する他方当事者の秘密情報が本契約の規定に違反し、自己の従業員若しくはエージェントによって開示又は配布されないように適切な一切の措置を講じるものとします。

9.4 各当事者は、他方当事者の秘密情報を、法令に

よって又は政府その他の規制当局、裁判所若しくはその他の所轄機関によって開示要求がされる範囲で開示することができます。但し、そのような場合、開示する当事者は、法令によって許される限りで、他方当事者に開示の通知を与えるものとし、かかる開示通知が禁止されず、提供される場合、開示当事者は開示内容に関する他方当事者の合理的な要求を考慮するものとします。

9.5 いずれの当事者も第三者によって引き起こされた秘密情報の喪失、破損、改ざん若しくは開示につき責任を負いません。

9.6 お客様は、グリッドシェアサービスの詳細及びグリッドシェアサービスの性能試験の結果が **GSJ** の秘密情報を構成することを承認します。

9.7 各当事者は、他方当事者の事前の書面による同意がない限り（かかる同意は不合理に拒否又は遅延してはなりません。）、本契約に関する公表を行わずまた他者をして行わせません。但し、法令、政府その他の規制当局（関係の証券取引所を含みます）、裁判所又はその他の所轄機関によって要求される場合はこの限りでありません。

## 10. 補償

10.1 お客様は、お客様によるグリッドシェアサービス及び／又は関連資料の利用に起因若しくは関連して生じた請求、訴訟、損失、損害、費用及び経費（裁判所費用及び合理的範囲の弁護士費用を含みます）につき **GSJ** 及びそのグループ会社、下請業者、委託先企業を防御、補償し損害を被らせないものとします。但し、以下のことを条件とします。

- (a) お客様がそのような請求等について速やかに通知されること。
- (b) **GSJ** が、お客様の費用負担によるそのような請求等の防御と解決においてお客様への適切な協力を行うこと。
- (c) そのような請求等の防御と解決の権限はお客様だけが持つこと。

10.2 **GSJ** は、グリッドシェアサービス又は関連資料が「発効日」現在において有効な何らかの

特許、又は著作権、商標権、データベース権若しくは秘密情報についての権利を侵害するとの主張（「侵害主張」）に対してお客様を防御し、侵害主張についての判決その他の解決においてお客様に責任が認められた一切の金額につきお客様を補償します。但し、以下のことを条件とします。

- (a) **GSJ** がそのような侵害主張について速やかに通知されること。
- (b) お客様が、**GSJ** の費用負担によるそのような侵害主張の防御と解決において **GSJ** に適切な協力を行うこと。
- (c) そのような侵害主張の防御と解決の権限は **GSJ** だけが持つこと。

10.3 侵害主張の防御と解決の態様として、**GSJ** は、お客様にグリッドシェアサービスの使用の継続を許し、グリッドシェアサービスが侵害性を持たなくなるように修正し若しくは代替サービスを提供し、又はそれらの救済手段が合理的に実現できない場合は、お客様に対して損害賠償、追加費用の支払等いかなる追加的な義務若しくは責任も負うことなくお客様に 2 営業日前の通知を与えて本契約を解約することができます。

10.4 **GSJ** 及びその従業員、エージェント、下請業者はいずれも、いかなる場合であれ、侵害主張の内容である侵害が以下のいずれかの事由に基づく限りでお客様に対して責任を負いません。

- (a) **GSJ** とそのグループ会社、Lunar, 下請業者及び委託先企業以外の者によるグリッドシェアサービス若しくは関連資料の変更。
- (b) お客様が、**GSJ** 又は Lunar からお客様に与えられた指示に反した態様でグリッドシェアサービス若しくは関連資料を使用したこと。
- (c) **GSJ** 又は所轄当局から侵害事実又はその主張についての通知を受けた後のお客様によるグリッドシェアサービス若しくは関連資料の使用。

10.5 侵害主張に係るお客様の唯一かつ排他的な

権利ないし救済手段及び **GSJ**（その従業員、エージェント及び下請業者を含む）が負担するすべての義務ないし責任は、前 4 項の内容に限られるものとします。

## 11. 責任の制限

11.1 本契約に別段の旨が明示的に規定されていない限り、以下の通りとします。

- (a) お客様は、自己によるグリッドシェアサービスと関連資料の使用による結果及びそのような使用から引き出された結論に関して一切の責任を負います。
- (b) **GSJ** は、グリッドシェアサービスとの関係でお客様から **GSJ** に与えられる情報、指示若しくは筋書における過誤ないし脱漏、又はお客様の指示に基づき **GSJ** によってなされた活動によって引き起こされた損害につき責任を負いません。
- (c) 本契約においては、適用法によって許容される限り、法令から帰結される保証、表明、要求その他の全ての条件は適用されません。
- (d) グリッドシェアサービス及び関連資料は、現状でお客様に提供されます。
- (e) **GSJ** は、エネルギー節約に関するものを含め、**ESS** 又はそれに組み込まれたソフトウェアの性能に関するいかなる保証も行いません。

11.2 本契約のいかなる規定も、下記に関するものを含め、法令に反することとなる **GSJ** の責任を免除するものではありません。

- (a) **GSJ** の過失による人の死亡／負傷。
- (b) 詐欺行為又は欺瞞的な虚偽表明。

11.3 第 11.1 項及び第 11.2 項の規定に服することを前提に、以下の通りとします。

- (a) **GSJ** は、**GSJ** によって引き起こされた損失／損害の内、予測可能であったものについてのみお客様に責任を負います。**GSJ** が本契約の規定に違反した場合、**GSJ** は、かかる自己の本契約違反又は **GSJ** が適切な注意力若しくは技術を用いなかったことの予測

可能な結果としてのお客様の損失／損害に責任を負います。しかし、そのような予測可能性を超える範囲の損失／損害については責任を負いません。発生した損失／損害は、起こるであろうことが明白であるか又は本契約締結時点で **GSJ** とお客様がその発生可能性を知っていた場合は、予測可能と認められます。

- (b) **GSJ** は、ウェブアプリケーションを通したものを含め、**ESS** とそれに組み込まれた関連ソフトウェアとの通信により生じるいかなる費用と債務（ネットワーク料を含みます）にも責任を負いません。
- (c) **GSJ** は、事業上の損失について責任を負いません。お客様がグリッドシェアサービスを商業上ないし事業上の目的又は再販を目的として使用される場合、**GSJ** は、そこでの逸失利益、事業上の損失、事業に対する支障又は事業機会の喪失についてお客様に責任を負いません。
- (d) 本契約の履行又は履行計画との関係で **GSJ** が負う契約責任、不法行為責任（過失若しくは法令上の義務違反によるものを含みます）、虚偽の表明をしたことによる責任、補償責任その他の責任の総額は、**14,400 円** を限度とします。
- (e) **GSJ** が、本契約の定めに基づき、その設備の変更、利用中止、中断、制限その他の措置を講じることにより、お客様に損害が生じたとしても **GSJ** は何らの責任も負いません。

## 12. 利用期間と解約

12.1 本契約は、本第 12.3 項の定めに従い早期に解約される場合を除いて、その効力発生日に効力を生じ、効力発生日から **10 年間効力を存続**します（「**利用期間**」といいます。）。

12.2 **GSJ** は、お客様に以下のいずれかの事由が生じた場合、自己の有する他の権利・救済手段を何ら害されることなく、お客様に通知を与えて直ちに本契約を解約することができます。

- (a) お客様が本契約のその他の重大な違反を犯し、当該違反が是正不能であるか又は（是正可能な場合に）**GSJ** から書面による是正要求を受けてから **30 日**以内に当該違反を是正しないこと
- (b) お客様が本契約の何らかの規定の違反を繰り返し、それによりお客様は本契約を履行する意思若しくは能力を欠くと合理的に判断されること
- (c) お客様に倒産事由が発生すること

12.3 以下のいずれかの理由により **GSJ** が日本でグリッドシェアサービスを提供することが困難になったと合理的に判断する場合、**GSJ** は、お客様に **30 日前**の通知を与えて本契約を解約することができます（かかる **30 日**の期間を以下、本条において「**事前通知期間**」といいます）。

- (a) **Lunar** が日本向けのグリッドシェアサービスを終了するか中止すること。
- (b) 日本でグリッドシェアサービスを提供するライセンスを **Lunar** が **GSJ** に付与する契約が終了すること。
- (c) **Lunar** が、グリッドシェアサービスの最新化ないしアップグレードの継続的な努力又はグリッドシェアサービスに関するサポート／メンテナンス活動を終了する意思又はその他グリッドシェアサービスの性能の著しい劣化若しくはその機能性の重大な低下の結果を生じさせるようなグリッドシェアサービスの変更を行う意思を通知すること。
- (d) エヌエフグループ会社が IoT プラットフォームを終了、停止又は変更した場合で **GSJ** がこれをもってグリッドシェアサービスの提供事業の継続は困難であると判断したこと
- (e) **GSJ** が経済的な理由を含む一切の理由によりグリッドシェアサービスの提供事業の継続は困難であると判断したこと

12.4 第 12.3 項の規定に基づき本契約が解約された場合、**GSJ** は、事前通知期間中、日本でのグリッドシェアサービスの継続的な利用をサポ



ートする技術能力を持つ第三者を見つけるよう最善の努力を行うものとします。

#### 12.5 本契約が何らかの理由により解約された場合、以下の通りとします。

- (a) 本契約の下に付与された全てのライセンスは直ちに終了し、お客様はグリッドシェアサービス及び／又は関連資料へのアクセス・使用を直ちに止めるものとします。
- (b) 各当事者は、他方当事者に属する一切の設備、財産、関連資料その他の品目（それらの一切の複製・複写を含みます）の使用を止め、他方当事者に返還するものとします。
- (c) **GSJ** はお客様データを 30 日間保有し、お客様はその間、それらデータのコピーを要求することができるものとします。
- (d) 性質上本契約の終了後も効力を存続することが意図されていると認められる本契約の規定はすべて、本契約の終了後も効力を持続するものとします。かかる規定には以下のものが含まれます－第 1 条、第 9 条、第 10 条、第 11 条、第 12.4 条、第 12.5 条、第 25 条、第 26 条、第 27 条及び別表 1

#### 13. 不可抗力

**GSJ** は、不可抗力事由により本契約に基づく自らの義務の履行が妨げられ若しくは遅延させられ、又は事業遂行を妨げられるに至った場合には、お客様に対して本契約に基づく責任を負いません。但し、**GSJ** はお客様に対してかかる不可抗力事由及び（判明する限りにおいて）その予想される不可抗力が続く期間をお客様に通知します。

#### 14. 規定の抵触

本契約の本文規定と別表の規定に矛盾抵触がある場合、本文規定が優先されるものとします。

#### 15. 修正

**GSJ** は、その判断により、本契約の内容を修正、変更、追加することができるものとします。この場合、**GSJ** は修正等の内容を速やかに **HP** に掲載いたします。

#### 16. 放棄

当事者のいずれかが本契約又は適用法令により認められる自己の権利／救済手段の何らかを行使しないか又は行使を遅延することがあっても、そのことは当該権利／救済手段又は他のいかなる権利／救済手段の放棄も構成せず、また、当該当事者は以後、当該権利／救済手段及びその他の権利／救済手段のいずれを行使することも阻止若しくは制限されません。上記権利／救済手段の何らかが一回若しくは部分的に行使された場合、そのことはその後当該権利／救済手段ないしその残余部分又はその他の権利／救済手段の行使を妨げるものでありません。

#### 17. 権利／救済手段

本契約に別段の旨が明示的に規定されていない限り、本契約に基づく権利と救済手段は、法令により与えられる権利と救済手段を排除するものでなく、それらに付加されるものです。

#### 18. 分離性

18.1 本契約の何らかの条項（又は条項の一部）が裁判所若しくは所轄行政機関により無効、強制不能若しくは違法と判定された場合でも、本契約の残余の規定の効力はそれによって影響されません。

18.2 無効、強制不能若しくは違法と判定された何らかの規定が、もしその何らかの部分が除去されるなら有効、強制可能若しくは適法となる場合、当該規定は、その規定における両当事者の商業的意図を実現するのに必要な修正を加えられて適用されるものとします。

#### 19. 完全合意

19.1 本契約はその対象事項に関する両当事者間の完全合意を構成するものであり、本契約の対象事項に関して過去に両当事者間でなされた全ての合意、約束、保証、表明及び了解は口頭によるものか書面によるものかを問わず、すべて本契約によって置き換えられ効力を失います。

19.2 各当事者は、本契約の締結において、自らが、本契約に含まれていないいかなる合意、表明若しくは保証（過誤によってなされたものか否かを問わない）にも依拠しておらず、それら

に係わるいかなる救済手段も持たないことを、  
認めます。

19.3 各当事者は、本契約の内容に過失の有無を  
問わず不実表示があったとしても何らクレーム  
を述べないことに同意します。

19.4 本条の規定は、一方当事者が他方当事者に  
対し詐欺を働いた場合による責任ないし法的効  
果を制限ないし否定するものではありません。

## 20. 譲渡

20.1 お客様は、GSJの事前の書面による同意を  
得ない限り、本契約に基づく自己の権利・義務  
を全体であれ部分的であれ譲渡、移転、担保設  
定、履行委託又はその他の処分に供することは  
できません。

20.2 GSJは、いかなる場合においても、本契約  
に基づく自己の権利・義務を全体的又は部分的  
に譲渡、移転、担保設定、履行委託若しくはそ  
の他の処分に供することができます。

## 21. パートナiership又は代理関係の不成立

本契約のいかなる規定も、両当事者間にパート  
ナiershipの関係を成立させること又は一方当  
事者に他方当事者の代理人として行使する権限  
を与えることを意図されておらずかつそのよう  
な効果を持たず、当事者のいずれも他方当事者  
の名で若しくは他方当事者の代理人として又は  
その他の何らかの形で他方当事者に拘束力を及  
ぼす行為（表明、保証、義務／責任の引受及び  
権利／権能の行使を含むがこれらに限りませ  
ん）を行う権原を持ちません。

## 22. 第三者の権利

本契約は、（本契約の両当事者及び（該当す  
る場合における）それらの承継人と許された譲受  
人以外の）いかなる者にも権利を付与するもの  
ではありません。

## 23. 通知

23.1 本契約に基づき又は本契約に関連して与え  
られる一切の通知は、書面をもって作成された  
上、通知相手方の本店（会社の場合）又は住所  
地（自然人の場合）において若しくはそれに宛  
てて直接に手渡されるか、郵便等の配達サービ

スによって与えられるものとします。GSJから  
お客様に対する通知は、電子メールないしお客  
様アプリケーション等による電子的手段を用い  
て行うこともできるものとします。

23.2 各通知は、以下の時に受け取られたものと  
みなされます。

(a) 直接渡しの場合は、受領書に署名がなされ  
るか又は通知書が適正な引渡し住所に差し  
置かれた時。

(b) 郵便等の配達サービスによる場合は、郵便  
等に付された時、又はその他の配達サービ  
スにおいて受領が記録された時。

(c) 電子的手段による場合は、発信した時。

23.3 本条の規定は、訴訟又は該当する場合にお  
ける仲裁その他の紛争解決手続における訴状そ  
の他の書類の送達には適用されません。

## 24. 準拠法

本契約、及び本契約又は本契約の対象事項ない  
し成立に起因若しくは関連して生じる一切の紛  
争と主張（非契約的性質の紛争／主張を含みま  
す）は日本の法律に準拠し、それに従って解釈  
されるものとします。

## 25. 管轄裁判所

各当事者は、本契約又はその対象事項ないし成  
立に起因若しくは関連して生じる一切の紛争と  
主張（非契約的性質の紛争／主張を含みます）  
が、東京地方裁判所の専属的合意管轄に服する  
ことに取消権を留保することなく同意します。

### 別表 1 定義と解釈

#### 1. 解釈

1.1. 本別表に述べる定義と解釈ルールが本契約  
を通じて適用されます。

「営業日」とは、日本で銀行が休業する土曜  
日、日曜日及び公共の休日以外の各日を意味し  
ます。

「秘密情報」とは、財産性若しくは秘密性のあ  
る情報で、そのようなものとして明確に表示さ  
れているか又は第 9.6 項において秘密情報と明  
記されているものを意味します。

「**お客様アプリケーション**」とは、**GSJ**がお客様に提供するグリッドシェアサービス専用アプリケーションもしくはマイページを意味します。

「**お客様データ**」とは、グリッドシェアサービスの使用のため又はお客様によるグリッドシェアサービスの使用の促進のためにお客様によって又はお客様に代わって**GSJ**によって入力されるデータを意味します。

「**お客様蓄電システム**」とは、お客様が購入し本件サービス利用のために**GSJ**に登録した定置用蓄電システムを意味します。

「**関連資料**」とは、グリッドシェアサービスの説明とグリッドシェアサービスに関するユーザーへの指示が記載された資料で、**GSJのホームページ**又は**GSJ**が随時お客様に通知することのあるその他のウェブサイトを通して**GSJ**がオンラインでお客様に提供するものを意味します。

「**効力発生日**」とは、お客様がお客様アプリケーションを通じて**GSJ**の指定するグリッドシェアサービス開始に必要な情報を**GSJ**に提供し、かつ、お客様蓄電システムの3日間連続での稼働が確認され、稼働したと**GSJ**が認めた日を意味します。但し、お客様の設置状況によっては必要な情報の反映に時間を要することがあり、最大2か月程度の稼働に時間を要することがあります。

「**不可抗力事由**」とは、**GSJ**又はその他の者（伊藤忠商事株式会社等の**GSJ**のグループ会社及び**Lunar**や株式会社ベルシステム24やエヌエフグループおよびそのグループ会社や関係している電力会社等の**GSJ**の下請業者ないし委託先、提携先企業を含みます）の合理的支配を超えた作為、不作為、事件又は事故を意味し、ストライキ、ロックアウト、その他の労働争議（**GSJ**又は伊藤忠商事株式会社等の**GSJ**のグループ会社若しくは**Lunar**や株式会社ベルシステム24やエヌエフグループおよびそのグループ会社や関係している電力会社等の**GSJ**の下請業者ないし委託先、提携先企業の労働者に係るものか否かを問いません）、公益事業、輸送機関若しくは通信ネットワークの機能

停止／故障、天災、戦争、暴動、内乱、悪意による加害行為、流行病、パンデミック、法律又は政府の命令／規則／規制／指示の遵守、偶発事故、工場／機械の故障、火災、洪水、台風及びサプライヤー／下請業者の債務不履行を含むがこれらに限りません。

「**グリッドシェアサービス**」とは、蓄電システムの最適化と可視化を行うサービスで、顧客アプリケーションを介してお客様に提供されます。

「**ホスティングサービスプロバイダー**」とは、**Amazon Web Services, Inc**（「**AWS**」）又は**AWS**に代わってお客様データの保存を行う者として書面でお客様に通知されることのある他の**Lunar**指定の第三者を意味します。

「**ホスティングサービスプロバイダー顧客契約**」とは、ホスティングサービスプロバイダーによって**Lunar**になされるサービスの提供に關してホスティングサービスプロバイダーと**Lunar**の間に結ばれる契約であって、**Amazon Web Services Inc**がホスティングサービスプロバイダーである場合には<http://aws.amazon.com/agreement>に掲載されています。

「**倒産事由**」とは、以下の各事由を意味します。

- (a) 当該当事者が自己の債務の弁済期における支払を停止するか若しくはそうなる恐れがあるか、債務を弁済期に弁済できないか、自らに債務支払の能力がないことを認めるか、又はその能力がないとみなされること。
- (b) 当該当事者が、破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始等の倒産手続の申立てをし又は申立てがされた場合
- (c) 当該当事者が、差押え、仮差押え、仮処分、競売の申立て又は租税滞納処分その他公権力の処分を受けた場合
- (d) 当該当事者が、手形又は小切手が不渡処分となる等支払停止状態に陥った場合
- (e) 上記(a)から(d)のほか、当該当事者の財産状

態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき

- (f) 他方当事者につき、その者の管轄地で、上記(a)から(e)までの何らかの事由と同等若しくは類似の効果を持つ出来事が発生するか又はそのよう手続が開始されること
- (g) 当該当事者が、自己の事業の全部若しくは相当の部分の運営を停止若しくは終了するか又は停止若しくは終了する恐れが生じること

「**知的財産権**」とは、特許権、その他発明に対する権利、著作権、著作隣接権若しくは著作権関連の権利、商標権、サービスマーク権、商号若しくはドメイン名についての権利、外観ないしトレードドレスについての権利、営業権、偽装若しくは不公正競争に対して訴訟を提起する権利、意匠権、データベース権、秘密情報（ノウハウ及び営業機密を含む）を使用し又その秘密性の保護を求める権利、及びその他一切の知的財産権を意味し、各場合につき、登録されているか未登録かを問わず、またそれら権利及び世界のどの地におけるかを問わず現在存在し若しくは今後発生することのあるそれら権利と類似又は同等の一切の権利ないし保護を受けられる形式の出願、出願に関する権利、権利の付与を受ける権利、更新、拡張及び優先的地位を主張できる権を含みます。

「**月間稼働率**」とは、100%から、月間においてグリッドシェアサービスが利用不能状態にある時間の割合を引いて計算される率を意味します。

「**通常の営業時間**」とは、各営業日の東京時間の午前9時から午後5時までの時間を意味します。

「**個人情報**」とは、個人情報の保護に関する法律に「個人情報」として定義される情報で、グリッドシェアサービスの使用のため又はお客様によるグリッドシェアサービスの使用の促進のためにお客様によって又はお客様に代わってGSJによって入力されるものを意味します。

「**本件ソフトウェア**」とは、グリッドシェアサービスの提供のために使用される Lunar 所有の

ソフトウェア及びGSJ所有のアプリケーションを意味します。

「**利用期間**」とは、第12.1項に述べる意味を有します。

「**利用不能**」とは、お客様にとってグリッドシェアサービスの全体が利用可能でない状態を意味します。

「**禁止される内容**」とは、(a) 違法、有害、脅迫的、中傷的、わいせつ、権利侵害的若しくはハラスメント性のものか、人種的ないし倫理的に許容され得ないか又は違法行為を助長する内容、(b) 性的に露骨なイメージを表現する内容、(c) 違法な暴力行為を助長する内容、(d) 人種、性別、肌の色、宗教、性的指向性又は障害に基づく差別的な内容又は (e) その他違法であるか又は人若しくは財産への損害を引き起こす内容を意味します。

「**ウィルス**」とは、コンピューターのソフトウェア／ハードウェア／ネットワーク、通信のサービス／設備／ネットワーク又はその他のサービスないし装置の機能を阻害し若しくはその他の悪影響をそれら与えるか、プログラム若しくはデータへのアクセス若しくはそれらの機能（それらの信頼性を含みます）を阻害し若しくはその他の悪影響を与えるか（プログラム／データの全体若しくは

一部を構成換え、改ざん若しくは消去等することを含みます）又はユーザー経験に悪影響を与える一切の物ないし装置（ソフトウェア、コード、ファイル、プログラムその他）を意味し、ウォーム、トロイの木馬、ウィルスその他類似の物／装置を含みます。

1.2. 条項、段落及び別表の見出しは、本契約の解釈に影響を与えません。

1.3. 「者」とは、個人、会社その他の団体（法人格を持つか否かを問いません）、並びにそれらの法定ないし任意の代理人、承継人及び許された譲受人を含みます。

1.4. 「会社」と言う場合、それは、どこでどのようにして形成されたかを問わず、一切の会社／法人を含みます。

1.5. 法令又は法令の規定に言及される場合、それは、本契約の効力発生日現在において効力を有している当該法令ないし法令の規定を意味します。

1.6. 法令又は法令の規定に言及される場合、それは、本契約の効力発生日現在において当該法令ないし法令の規定の下に制定されている全て

の下位法規範も含みます。

1.7. 「書面」と言う場合、それは、ファクスを含みますが電子メールは含みません。

1.8. 条項又は別表に言及する場合、それらは本契約の条項若しくは別表を意味し、段落に言及する場合、それらは本契約の関係の別表の段落を意味します。